



## 【特集】第3次伊賀市地域福祉計画… 2

平成28年度国民健康保険税……………6

後期高齢者医療制度……………8

公共施設（ハコモノ）と都市基盤施設（インフラ）の  
最適化をすすめています…10

伊賀市消防団三重県消防操法大会出場……………16

スポーツ推進審議会委員募集……………21

7月の二次救急実施病院……………27

※写真は、6月14日に阿山保健福祉センターで行われた親子英語サークル「アメリカンパイ」の様子。詳しくは、22ページをご覧ください。

# 第3次



# 伊賀市地域福祉計画

## ～住み慣れた地域で安心して 人生の最期まで暮らしていくために～

少子高齢化や人口減少がますます深刻になる将来を見据えた地域福祉を進めていくため、新たに策定した「第3次伊賀市地域福祉計画」により、すべての市民が安心して生活できるまちづくりに向けた取り組みを進めます。これからの自分たちの地域のあり方、地域との関わり方について一緒に考えてみませんか。

### 「地域福祉」とは…

すべての人がその人らしく安心して暮らせるように、地域の中で考え、取り組むこと



◎地域に住んでいる皆さんは地域福祉の受け手であり、担い手でもあります。互いに助けあえる関係こそが地域福祉のめざす姿です。

### 「お互いさま」のきっかけは知る「こと」から

社会が変化する中、互いへの関心が希薄になってきています。そこで、いま一度、「お互いさま」の関係を見直してみませんか。私たちは、元々、家族や地域に関心を向ける心を持っています。「お互いさま」の関係づくりには、まず

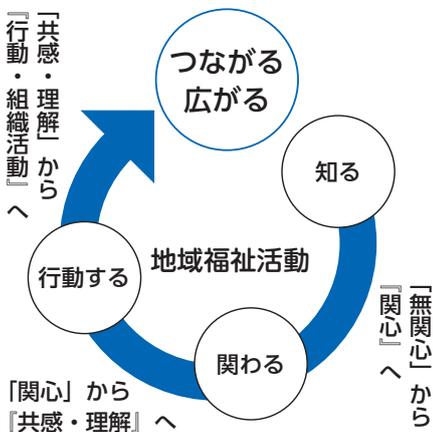
は暮らしや地域に関心を持つことが必要です。

### 「見守り」は日常生活の活動のひとつです

「見守り」は、「見張り」ではありません。日々の生活で関わり、互いに気づかう関係が「見守り」です。地域で困っている人を見かけたら声をかけてみてください。相手に気付き、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる行動が大切になります。

### 一人ひとりの活動から地域ぐるみの活動へ

誰もが、地域で安心・安全な「自分らしい暮らし」を願っています。そのためには、さまざまな制度や支援だけでなく、地域での助けあいや支えあいが必要です。一人ひとりの活動から、地域ぐるみの活動へつなげてみませんか。



これからの伊賀市を  
考えてみよう



### 「2025年問題」をご存じですか

2025（平成37）年には、団塊の世代が75歳以上になり、医療や介護を必要とする人がさらに増加すると考えられており、これを「2025年問題」と呼んでいます。

### 安心・充実のための12の取り組みを提案します

市では、「2025年問題」を見据えた対応として、市民・地域・事業者・社会福祉法人・行政などがそれぞれの視点からまちづくりを進めていきます。

そのために、第3次伊賀市地域福祉計画では、「<sup>\*</sup>1地域包括ケアシステムの構築」と「地域福祉」を一体的に進めるための12の取り組みを提案しています。

#### \*1 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ

# 誰もが幸せに暮らし続けるための12の提案

7つの安心と5つの充実

## 7つの安心

### ①子育て支援

子育て支援サービスの充実や、身近なところで相談・支援できる体制づくり、\*2ワーク・ライフ・バランスのとれた暮らしができるまちづくりに取り組みます。

### \*2 ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方を選択・実現できること

### ②障がい者支援

障がいのある人が自立して生活するための住まいの充実や、就労支援、社会資源の整備を進めます。

あわせて、障がいのある人もない人も共に生きられる社会づくりをめざします。

### ③高齢・介護サービス

認知症の人を地域で支えるしくみ

づくりを進めるとともに、「近所付きあい」のような、助けあい・見守り体制づくりをめざします。

あわせて、介護が必要となっても安心して暮らせるよう、多様なサービスを確保します。



### ④住まい

高齢者向け住宅を提供するしくみの検討などに取り組みます。あわせて、離職などにより困窮し、住居を失うおそれのある人への支援を行います。

### ⑤健康づくり

保健師の地域担当制により、健康に暮らせるまちづくりを進めます。あわせて、病気の早期発見、早期治療ができる体制づくりや生活習慣病予防などへの取り組みを進めます。

### ⑥生活支援

地域予防活動への総合的な支援や、多様な主体により地域を支える体制づくりを進めます。あわせて、すべての人に平等な交通環境づくりを進めます。

### ⑦地域医療

救急医療体制の確立とあわせて、2025年を視野に入れた「地域完結型医療」の構築を進めるとともに、

伊賀圏域3病院の特徴を生かし、機能分化と病院間連携を進めます。

## 5つの充実

### ①人口推移から考えるまちづくりと人材養成

個人や地域による予防活動は、人口減少による地域コミュニティの弱体化予防にもつながります。また、医療や介護に携わる人材育成を進めることで、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

あわせて、地域での予防活動への総合的な支援を推進します。



### ②多職種連携の推進

保健・医療・福祉分野の連携により、必要なときに必要なサポートができる体制づくりを進めます。

あわせて、保育・教育・司法・就労など、専門機関のネットワークがさらに強化された体制づくりをめざします。

### ③みんなでつくる地域福祉コミュニティ

人づくり・地域づくりにつながる、地域福祉活動の支援や、支援のしくみづくりを進めます。この「み

んなでつくる地域コミュニティ」は、(福)伊賀市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の方向性をまとめたものです。



### ④福祉総合相談における支援・コーディネートのしくみづくり

「分野を問わない福祉の総合相談」を継続して実施し、個人支援や家族支援の視点で一人ひとりの問題に対応します。

### ⑤社会福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政連携のしくみづくり

社会福祉法人による地域貢献活動、社会福祉協議会による地域づくり支援などとあわせて、事業者と地域との関わりを高め、市全体で福祉のまちづくりを推進します。

まちづくりに関心を持ち、積極的に地域の取り組みに参加しましょう！



# 地域予防 対応力

医療や介護が必要な状態を予防するために、個人や地域全体でさまざまなことに取り組む力

## 自助・互助・共助のしくみづくり

誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、行政が行うサービスである公助とあわせて、個人や家族での取り組みである「自助」、身近な人同士や地域全体で支えあう「互助」や「共助」のしくみづくりが必要になります。

## 個人や地域で始められる「地域予防」

健診の受診や運動、サロンや出前講座への参加、また、いが見守り支援員や介護予防リーダーとしての活躍など、個人や地域で始められる活動がたくさんあります。

そのような活動を、市では「地域予防」と捉えています。

## 「ありがとう。」「を言い合えるまちにするために」

楽しく元気に歳をとるためには、

今年4月から、福伊賀市社会福祉協議会では、地域支援を専門に行い、市内の各地域を担当する12人の「地域福祉コーディネーター」を配置しています。

## ともに考え、見守り、みんなが笑顔で元気な地域へ

### 地域に寄り添った支援を行います

誰もが地域で安心して暮らし続けられるような「人づくり・地域づくり」の視点で、市民の皆さんに福祉・地域に関心を持っていただけるよう働きかけ、地域の方々と一緒に考えながら地域福祉を進めるお手伝いをしています。

「出かける・楽しむ・役割をもつ」という3つの要素が大切であると考えています。

市民の皆さんが地域での日常生活を楽しむ、「ありがとう。」「を言い合えるまちにしましょう。」

## あなたのまちの「地域予防」を市が支援します

市では、このようなまちづくりに向け、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター・地域包括支援センター職員・市の保健師などが連携し、あなたのまちの地域予防の取り組みを支援します。

## 地域の魅力や強みを生かした課題解決に努めます

地域の方々とのお話の中から、その地域の特性やニーズを読み取り、課題解決の手助けをするような心がけています。

また、長く暮らしていると気付きにくい地域の良さを見つけ、発信していくことで、自分たちの地域をもっと好きになってもらいたいと思っています。

## 地域を知り、自分を知ってもらうことから始めています

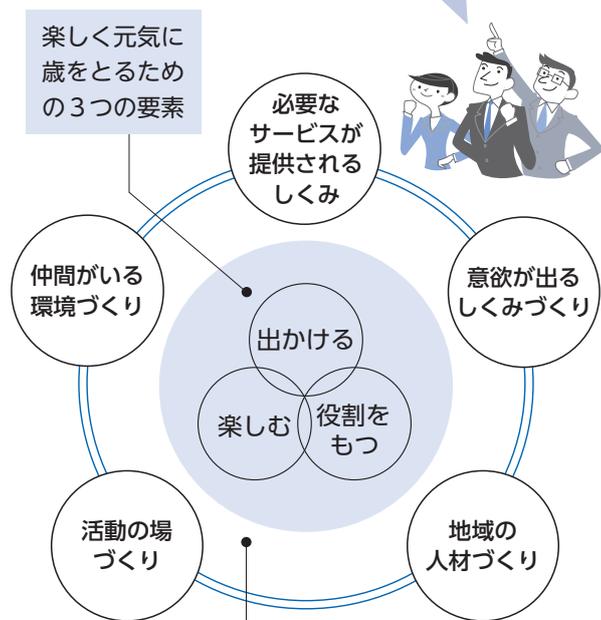
実際に自分の担当地域のことを知るために、地域全体を自転車ですらったり、自治会やサロンに足を



▲(福)伊賀市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター 奥田 詩織さん(担当地域:上野西部・小田・長田・新居)

運んであいさつ回りをしています。少しでも顔を覚えていただけよう、きっかけづくりには努力を惜しみません。まちで私の姿を見かけた際は、ぜひ気軽に声をかけてください。

## 伊賀市がめざす地域予防の姿は、これだ！



### コーディネート機能

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター・地域包括支援センター職員・保健師などが地域活動を支援します

## 地域づくりにつながる人づくり

### ▼「気付き」と「学び」

地域福祉活動を進めるためには、一人ひとりが地域のごまざまな課題に気付き、課題解決に向けて自ら取り組み必要性を学ぶことが大切です。

### ▼学びの場づくり

教育・福祉関係者などによる研究や研修の場づくりを進めます。  
また、学校や住民自治協議会、関係団体などによる「学びの場」づくりを支援します。



▲小田地区住民自治協議会  
福祉部長  
谷川 康子さん

民生委員や小田地区の住民自治協議会の活動に加えて、いきいきサロンの運営や介護予防リーダーなどの取り組みを進める谷川康子さんにお話を伺いました

### ▼地域の人材育成

地域の集いの場や活動の場の運営を担う人材育成や、いが見守り支援員の組織化など、地域福祉コーディネーターが中心となって支援を行います。

## 人づくりに

## つながる地域づくり

### ▼コミュニティビジネス

就労・環境・農工商業・学術などさまざま分野の発想を取り入れ、ビジネスの手法で課題を解決する「コミュニティビジネス」を活用し

た地域づくりに取り組みます。

### ▼福祉と他業種の融合

これまでの産業に福祉の視点を加え、地域の活性化を進めます。  
これにより、障がいのある人や高齢者の就労の場づくりのほか、耕作放棄地や空き家の活用など、さまざまな効果が期待できます。

### ▼地域施設の活用

地域の活性化に向け、地域・社会福祉協議会・行政などが協力し、地域で使われなくなった施設や公共施設を有効活用し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めています。

### Q. 地域活動を始めたきっかけは？

体を動かすことが好きで、長い間ママさんバレーをしており、地域のスポーツ大会にも参加しています。

ママさんバレーを始めた頃から何か地域のお役に立ちたいと考え、15年前にいきいきサロンのボランティアに応募したことが地域活動に参加したきっかけです。

### Q. やりがいを感じることは？

月に1回のいきいきサロンで、自分たちが考えた活動内容に喜んで参加していただけることが一番のやりがいです。

また、高齢者の見守りで、訪問の帰り際に「また来てね。」と語っていたことがとても嬉しく、励みになっています。

### Q. これから地域参加を考える人にアドバイスをお願いします

近年、疎遠になりがちな地域づきあいですが、ご近所の子どもたちに「いってらっしゃい」「おかえり」と声をかけたり、ご近所同士で何気ない会話をするなど、まずはご近所に目を向けることが地域での交流につながると思います。

そして、ぜひ積極的に地域行事にも参加してください。

これまで培った知識や経験、技術を生かしませんか

長寿命化が進む中では、趣味や地域活動への参加、ボランティア活動、シルバー人材センターへの登録など、シニア世代（中高年・高齢者）の人が、これまでの人生で培ってきた知識や経験、技術などを生かし、地域社会の担い手として活躍する「地域デビュー」が期待されています。

あなたの「地域デビュー」を応援します

「地域デビュー」は、これからの生き方を自分自身で決められるチャンスでもあり、活動を通して出会った仲間とのつながりは、安心感や介護予防、認知症予防にもつながります。

伊賀市は、あなたの「地域デビュー」を待っています。



【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26・3940

FAX 22・9673

くいざというときの安心のために

# 平成28年度 国民健康保険税

【問い合わせ先】 保険年金課 ☎ 22・9659 FAX 26・0151

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病气やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。

4月末現在、市内で13,349世帯、21,914人が国民健康保険に加入しています。

7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付します。納期内納付にご協力ください。

## ◆国民健康保険制度は皆さんの保険税が財源です

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人などを除いたすべての人が加入します。

納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源にして、医療費・高額療養費・出産育児一時金な

どの保険給付の支払い、後期高齢者支援金などの各種拠出金の支払い、特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。

市ではより効率的な運営に努めていきますので、皆さんも健康に心がけ、医療費を有効に使われますようご協力をお願いします。

## ◆本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいなければ納税通知書が世帯主あてに届きます。今回お届けする納税通知書の税額は、次の「国民健康保険税算定の税率など」により計算します。

### ①普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成29年3月）の9期（回）に割り振っています。

②特別徴収（年金からの天引き）の人  
本算定年税額から4月・6月・8

月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成29年2月の3回に割り振っています。



## ◆国民健康保険税算定の税率など

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000円	22,000円	540,000円
後期高齢者支援金分	1.08%	3,500円	4,500円	190,000円
介護納付金分	1.5%	6,000円	4,500円	160,000円

- ※1 所得割：前年中の総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に対して
- ※2 均等割：国民健康保険に加入している人、1人に対して
- ※3 平等割：1世帯に対して

◎年税額の具体的な計算例は、次ページのとおりです。

## ◆特別徴収（年金からの天引き）を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしていますが、申請により口座振替に変更することができます。



○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。  
○年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請していただく必要はありません。  
○口座振替に変更した場合、所得税に関する社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。年金天引きの人は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

◆世帯の合計所得と軽減割合

前年の世帯合計所得が次の金額以下	軽減割合
33万円	7割
33万円+(加入者数×26万5,000円)	5割
33万円+(加入者数×48万円)	2割

※加入者数と前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。(世帯に異動がある場合を除く。)

非自発的失業者に係る

保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をした人の前年の給与所得を100分の30のみならずして保険税の算定を行います。

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》 11・12・

21・22・23・31・32・33・34

《対象期間》 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

国民健康保険税の

計算例

○世帯主(40歳)  
 営業所得200万円  
 ○配偶者(40歳) 無職  
 ○子(10歳)  
 という3人家族の場合:



この場合の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の合計額で **202,800円 + 33,000円 + 41,500円 = 277,300円** となります。

①医療給付費分の税額の計算例

○3人が国民健康保険に加入

総所得	基礎控除額	
2,000,000円	- 330,000円	= 1,670,000円
所得割額	1,670,000円×6.7%	= 111,890円
均等割額	23,000円×3人	= 69,000円
平等割額	22,000円×1世帯	= 22,000円

医療給付費分年税額(100円未満切捨て) **202,800円**

②後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額	1,670,000円×1.08%	= 18,036円
均等割額	3,500円×3人	= 10,500円
平等割額	4,500円×1世帯	= 4,500円

後期高齢者支援金分年税額(100円未満切捨て) **33,000円**

③介護納付金分の税額の計算例

○2人が介護保険に加入(40歳以上65歳未満)

所得割額	1,670,000円×1.5%	= 25,050円
均等割額	6,000円×2人	= 12,000円
平等割額	4,500円×1世帯	= 4,500円

介護納付金分年税額(100円未満切捨て) **41,500円**

国民健康保険の届け出は  
 加入資格の発生日から  
 必ず14日以内に!



◆保険税は  
 被保険者になった月から  
 保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の月をいいます。  
 この届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国保資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。  
 ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど(伊賀市国民健康保険被保険者資格の喪失)の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要で

# 後期高齢者医療制度

○新しい被保険者証が届きます  
○保険料率が変わります

後期高齢者医療保険は75歳以上の  
全ての人(生活保護受給の人は除く)  
が被保険者です。

また、65歳以上で\*一定の障がいがある人は、申請をして広域連合の認定を受けた場合は加入できます。

\*一定の障がいとは…

- 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級から3級、4級の一部(音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障害)
- 療育手帳の重度障害(A)
- 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級



## 被保険者証

7月下旬に、新しい被保険者証(若草色)を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合(1割あるいは3割)を確認してください。

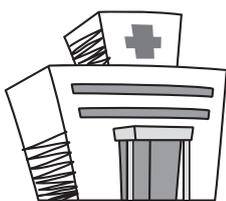
現在の被保険者証(ピンク色)は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。



## ◆住民税非課税世帯の被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を「ご存じですか」  
世帯全員が住民税非課税の被保険者は、入院・通院ともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口へ提示すると自己負担額や、入院時の食事代が限度額までの支払いになります。

認定証の交付を受けるには申請が必要です。  
※現在交付を受けている人も、8月1日に更新します。  
引き続き交付を希望する場合は8月中旬に申請をしてください。



## 保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。

原則7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。

## ◆保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

## 平成 28・29 年度年間保険料額 【上限 57 万円】

均等割額	+	所得割額
43,870 円 (43,050 円)		前年中の総所得金額等*から 33 万円を引いた額に 9.06% (8.30%) をかけた額

( ) は平成 26・27 年度の数字

※保険料を計算する基礎となる保険料率(均等割額と所得割率)は、法律により2年ごとに見直しを行うこととなっており、今年度は改定の年にあたりません。  
平成28年度、29年度の三重県の年間保険料額は、次のとおりです。

\*総所得金額等とは…

○平成27年中の各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所

## ○均等割額の軽減基準

同一世帯の被保険者・世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
(33万円+被保険者数×26万5,000円)以下	5割	21,935円
(33万円+被保険者数×48万円)以下	2割	35,096円



## ◆保険料の軽減措置

得金額を含みますが、退職所得は含みません。  
○遺族年金や障害年金は収入に含みません。  
○各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

## ①所得が低い世帯の人に対する軽減

■均等割額の軽減  
所得に応じて、次の表の軽減割合で保険料を減額します。  
○世帯は4月1日（年度途中に資格を取得した人は資格取得日）現在

の状況で判定します。

○65歳以上の人の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。

○事業専従者控除、讓渡所得の特別控除は適用されません。

## ■所得割の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下の場合、所得割を5割軽減します。

②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

被保険者均等割額を9割軽減し、

所得割は賦課しません。

該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知します。

※協会けんぽなどの被用者保険の被扶養者だった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課へお知らせください。

## ◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

また、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

## ①特別徴収の人

年間保険料額の決定通知書を送付しますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。

※年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。（申請の時期により変更できる時期が異なります。）

## ②普通徴収の人

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

保険料は納期限内に納めてください。納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。納期限は、納付書に記載しています。

◎納付書払いから口座振替への変更をお勧めします

□座振替の手続きをすると納め忘れがなく便利です。  
金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは決定通知書の最後のページをご覧ください。

## ◆保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

## 【問い合わせ】

○三重県後期高齢者医療広域連合事業課  
☎059・221・6883／6

884

○保険年金課

☎22・9660

FAX 26・0151

公共施設等総合管理計画を策定しました

# 公共施設と都市基盤施設の最適化をすすめています

ハコモノ

インフラ

現在、公共施設（ハコモノ）を見直して最適化をすすめています

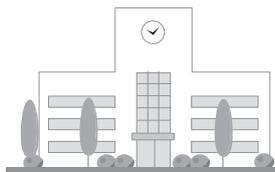
今後、都市基盤施設（インフラ）の最適化もすすめていきます

インフラの更新に必要な費用が不足することが予想されます

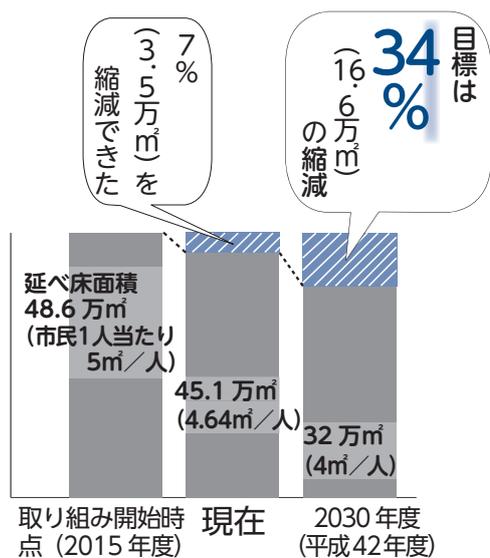
伊賀市は、他市に比べ、市民一人当たりの公共施設（ハコモノ）の保有量が多く、このまま保有し続けると、将来に大きな負担を残すことになってしまいます。

このため、市ではハコモノの見直しを行い、延べ床面積を34%縮減する目標を掲げています。

最適化の取り組みにより、前年度末までに、65施設、3万5,000㎡を縮減しました。



## ハコモノの最適化取り組み状況



都市基盤施設（インフラ）とは、生活に欠かすことのできない道路や橋、上下水道などのことで、これらも市が保有する施設です。

インフラを安心安全に利用していくためには、計画的な維持管理と更新が必要です。これらの施設（ハコモノ・橋梁・上水道）は、同時期に整備されたものが多く、更新時期が集中することが予想されます。

将来に負担を残さず、安全な施設を引き継いでいけるよう、市では、今年策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、ハコモノに加えてインフラの最適化に取り組んでいきます。

将来まで持続可能なサービスをめざして

悪くなったら直す

発想の転換

計画的な管理を行う



インフラの現状を把握することが必要



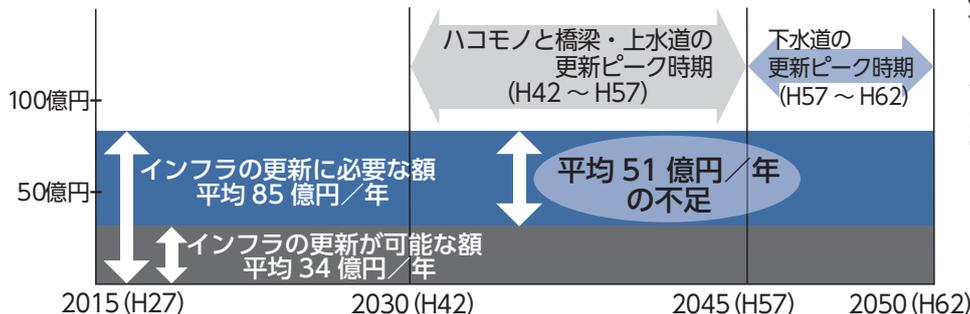
インフラ更新費 60% 不足 (年平均51億円)

主要なインフラを維持していくための更新費用は、2050年度までの間、年平均85億円程度必要になることが予想されます。

一方、これまでのインフラの整備費は、年平均34億円でした。

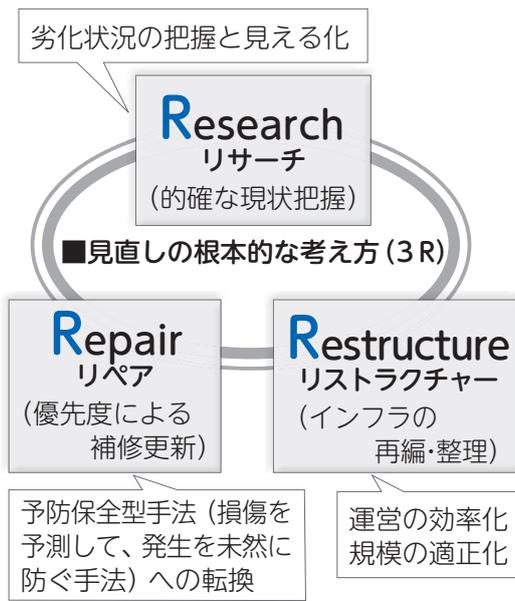
このため、2050年度までに年平均51億円の更新費用が不足すると推計されます。

## ◆インフラを維持・更新していくための費用の推計

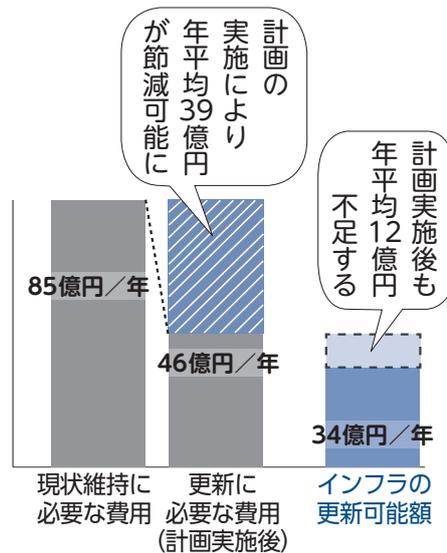


# 更新費の節減をめざす 3つのR

「公共施設等総合管理計画」の中で、インフラの持続可能なサービスを実現するための3原則（3R）を掲げました。



## ■3Rに取り組んだ場合の将来更新費



この3Rに基づき、インフラの長寿命化、再編・整理などを実施し、優先順位をつけて更新時期をずらすなど、更新費の節減をめざします。これにより、2050年度までに、総額1,599億円（年平均46億円程度）までに節減できると想定されています。

## 今後の取り組み

市の試算では、「公共施設等総合管理計画」に基づいて最適化に取り組むことで、インフラの更新費を年平均12億円の不足までに改善することができます。今後は、不足額のさらなる解消に向けて、民間資本の活用や保有する資産の収益化などの新たな取り組みによって更新財源を確保していきます。

これからも、市民の財産を持続可能な形で継承していくために、勇気と覚悟をもって市民の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えています。

「公共施設等総合管理計画」は、管財課・市ホームページでご覧いただくことができます。計画の詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ】  
管財課 ☎ 22・9610 FAX 24・2440

## 介護保険のお知らせ

### ◆介護保険負担限度額認定証の更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※8月から、負担段階を判定する対象年金に、障害年金や遺族年金などの非課税年金が追加されます。

#### 《認定要件》

- 本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。
- 預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

《申請受付開始日》 7月1日(金)

《申請に必要なもの》 申請書・同意書・印鑑・通帳など資産を証明する書類の写し

※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

《結果通知・認定証の発送》 7月末以降順次

《申請先》

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

### ◆介護保険負担割合証を発送します

8月1日(月)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月20日(水)以降順次発送します。

### ◆介護保険料納入通知書を発送します

《発送日》 7月13日(水)

《対象者》 65歳以上の人(第1号被保険者)

※今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定したものです。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

養成講座の受講生を募集します

# 介護予防リーダーになりませんか

【問い合わせ】 地域包括支援センター（中部にんにんサポート伊賀） ☎26・1521 FAX24・7511

## 養成講座を受講して 介護予防のきっかけづくりを

いつまでも住みなれた地域で生き生きと自分らしく過ごしたいと誰もが考えているのではないのでしょうか。そのためにも、元気なときからの予防が大切です。また、運動により筋力を維持・増強することは、寝たきりの予防にもつながります。市では、高齢者に元気に過ごして

いただくことを目的として介護予防リーダー養成講座を実施し、運動方法や知識を習得し、自身が主体となつて地域の仲間と介護予防に取り組めるリーダーを育成しています。

軽く実践するための知識や技術を手に習得できます。この機会に介護予防を楽しく学びませんか。

## 元気で生き生きした地域づくりをめざして

介護予防リーダー養成講座では、介護予防に関する取り組みを地域で楽



▲伊賀市の介護予防キャラクターにんサポくん

## 交流を深めながら 介護予防に取り組んでいます

西口克子さん、成田佳子さん  
中幸子さん、中智子さん（炊村）

介護予防に取り組むきっかけにしたいと考え、介護予防リーダーになりました。地域の人が集ついきいきサロンで介護予防の体操や歌などを始めてからは、皆さん楽しみながら介護予防に取り組んで、わきあいあいと交流しています。今後、この仲間の中から新たな介護予防リーダーが生まれ、地域ぐるみの介護予防を続けていければと思っています。



## 目標は、認知症予防と 健康寿命を延ばすことです

中井誓代さん、中田まち子さん  
廣山明美さん、森岡世為子さん（矢持）

いつまでも健康でありたいという思いで講座を受け、現在では19人の仲間と、養成講座で習ったことをしたり、新しいことを取り入れたりしながら楽しく活動しています。

これからも、認知症予防と健康寿命を伸ばすことを目標に、また自分たちが年を重ねてさらに介護予防が必要になったときも活動していられるように細く長く続けていきたいと思えます。



## ■介護予防リーダー養成講座

### ①基礎編

介護予防ついて・運動の理論と方法（実技あり）

### ②とぎ

8月4日・25日、9月1日・15日・29日

### ③応用編

運動の実践（ストレッチ体操・ボールやセラバンドを使った運動実技）・運動継続のポイントなど

### ④とぎ

10月6日・20日・27日、11月10日・24日、12月1日・15日・22日

### ※①②とも木曜日の午後2時～4時

※基礎編・応用編の連続講座です。

※設立されたグループの視察見学なども行います。

※10回以上出席した人に、修了証を発行します。

《とぎ》 伊賀市文化会館 多目的室

《講師》 介護予防運動指導員

陶山 美佐さん・稲垣 智子さん

《対象者》 運動に関心があり、地域での自主グループの設立・運営に意欲のある人

《定員》 30人

※申し込み多数の場合は、応募動機を考慮して抽選

《申込期間》 7月1日（金）～15日（金）

《申込先》 地域包括支援センター

《申込先》 地域包括支援センター

## 地域で活動する 介護予防リーダーの声

～過去の受講者が、地域で元気に活躍しています～

# 2016 伊賀市民文化祭の参加者募集

【問い合わせ】文化交流課 ☎22・9621 FAX22・9694

## 公募事業

## ◆舞台部門

### 【とき・内容・ところ】

とき	内容	ところ
10月30日(日)	音楽祭(洋楽)	伊賀市文化会館
11月6日(日)	ライトミュージック	ハイトピア伊賀
11月13日(日)	洋舞	伊賀市文化会館
11月19日(土)	総合フェスティバルⅠ	伊賀市文化会館
11月23日(水祝)	総合フェスティバルⅡ	伊賀市文化会館

### 《募集ジャンル》

- ①ライトミュージック ②洋楽 ③洋舞 ④日本舞踊  
⑤邦楽 ⑥大正琴 ⑦吟剣詩舞 ⑧相撲甚句 ⑨新舞踊  
⑩民謡・民舞

※④～⑩の部門は、総合フェスティバルとして開催します。(1舞台につき、時間を制限する可能性あり)  
**【参加資格】** 構成メンバーの主体が市内にある団体  
 ※文化の振興以外の主たる目的(政治・宗教・営利など)を持って活動する団体を除きます。  
 ※洋楽とライトミュージックは個人でも参加できます。

**【参加費】** 1舞台につき、5,000円  
 ※洋楽とライトミュージックでの個人参加は半額(2,500円)です。

※出演にかかる経費や舞台運営経費は、参加者負担です。

## ◆展示部門

**【とき】** 10月29日(土)～31日(月)

**【ところ】**

ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室など

**【募集ジャンル】** 絵画・書・写真・手芸・工芸・生花など

※展示内容(ジャンル)は変更になることがあります。

**【参加資格】** 構成メンバーの主体が市内にある団体・個人

※文化の振興以外の主たる目的(政治・宗教・営利など)をもって活動する団体・個人を除きます。

※1人につき全ジャンルで2作品以内とします。個人と団体の両方からは出品できません。ただし、舞台部門は参加できます。

**【参加費】** 1作品につき500円

※展示スペースの関係上、作品のサイズを制限することがあります。

※出品にかかる経費は、参加者負担です。

展示・舞台部門に参加する団体の皆さんへ

体験会を同時実施する団体は募集します

**【ところ】** 要相談

**【申込方法】** 別途申込書が必要です。

申し込み時にお申し出ください。

※応募多数の場合は、抽選で決定

## 協賛事業

**【募集事業】** 市民文化祭の目的に沿って広く一般の人に公開され、主催者が文化団体・企業・学校・公益法人(宗教法人を除く。)などである事業

**【とき】** 10月1日(土)～11月30日(水)

**【協賛事業の決定】** 実行委員会で決定後、8月中旬に通知する予定です。承認された事業は、広報いが市などでお知らせします。

※事業経費は、全額主催者負担です。

## 公募事業・協賛事業に

申し込むには

申込書に必要事項を記入の上、ファックス・持参で申し込んでください。引き換えに出演・出品者全体会議のご案内をお渡しします。

※ファックスの場合、1週間以内に全体会議(予定:8月18日(休)午後7時～)の案内が返信されないときはご連絡ください。

**【申込期間】** 7月11日(月)～8月5日(金)

**【申込書配布場所】**

文化交流課・本庁舎玄関受付・各支所振興課(上野支所を除く)・各公民館

※市ホームページからもダウンロードできます。

**【申込先】** 文化交流課

## 伊賀市民文化祭協賛事業「カラオケ部門」

**【とき・ところ】** 11月13日(日) 蕪門ホール

**【申込方法】** 往復はがきに団体名・代表者の氏名・住所・電話番号・出場者数(個人の場合、氏名・住所・電話番号)を明記の上、送付してください。返信用はがきで第1回打ち合わせ会をお知らせします。

**【申込期限】** 10月25日(火) ※消印有効

**【申込先・問い合わせ】** 〒518・0825 伊賀市小田町2009番地の1

伊賀市民文化祭協賛「カラオケの部」実行委員会  
090・1626・5294 (福徳)

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

◆ 皆さんの自慢の産品を伊賀ブランドに

## 伊賀ブランド「IGAMONO」認定をめざしませんか

【問い合わせ】 商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628



伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な伊賀産品と、その生産または製造などに携わる事業者などを伊賀ブランド「IGAMONO」として認定し、販路の拡大をめざします。

皆さん自慢の産品の申請をお待ちしています。

### 【認定対象】

原則として伊賀地域で生産・製造・加工された産品（一次産品・加工品・工芸品）とその事業者など

※一次産品については個人事業者は申請できません。

### 【申請資格】

- ① 農業・林業・漁業または製造業やサービス業を営む事業者など（個人・法人・団体）で、原則として伊賀地域に主たる事業所があること
- ② 伊賀市などが賦課徴収する住民税などに滞納がないこと

③ 生産・製造・加工・販売などについて、法令などの規定に違反していないこと

④ 責任者や責任の所在が明確で、第三者からの苦情・要望などに対する処理体制が確立されていること

【申請方法】 「伊賀ブランド認定申請の手引」をよく読み、申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて郵送または持参で提出してください。

※申請は1事業者2品目までとします。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【審査方法】 書類審査・プレゼンテーション審査

※認定委員会が認定基準に照らして審査します。

【申請期限】 7月29日（金）午後5時 ※必着

【申請先・問い合わせ】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地 ハイピア伊賀2階  
伊賀市産業振興部商工労働課

◆ ルール違反をしたごみは収集できません

## 集積場でのごみ出しルール

【問い合わせ】 廃棄物対策課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

集積場は家庭のごみを出すことができる場所です。45ℓ袋に入らない大きなごみは「粗大ごみ」として有料での収集や持ち込みになります。

※店舗や会社などのごみは集積場に出せません。

### ◆ 決められた時間までに出しましょう

- 収集日と時間は、各地区の「資源・ごみ収集カレンダー（青山地区は青山ごみ収集日程表）」でご確認ください。
- ごみの種類や量などにより収集時間が前後しますが、必ずごみを出す時間を守ってください。

### ◆ 決められた場所に出しましょう

- 各自治会（集合住宅の場合は管理者）によって決められた集積場に出してください。
- 集積場によって、独自のごみ出しルールを決めている場合があります。詳しくは自治会や住宅管理者などへお問い合わせください。

### ◆ 決められたものを出しましょう

ごみの分別方法は、各地区の「資源・ごみ収集カレンダー（青山地区は青山ごみ収集日程表）」や「資源・ごみ分別ガイドブック」でよく確認してください。

### ◆ 決められた方法で出しましょう

- 可燃ごみは伊賀市指定ごみ袋（青山地区は青山区域

指定ごみ袋）で出してください。

○ 袋出しの資源ごみは、45ℓ以下の中身が確認できる透明か白色半透明（青山地区は透明か黒色以外の半透明）のごみ袋で出してください。

○ ごみ袋の口は必ずしばって出してください。（ガムテープなどで止めて出さないでください。）

### ◎ ルール違反をしたごみには警告シールを貼り、収集しません

再度分別をして次回の収集日に出し直すか、市の処理施設へ直接搬入するなど、ごみを出した人が各集積場管理者で責任を持って対応してください。

### 【集積場収集・処理に関する問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

○ さくらリサイクルセンター

（収集部門） ☎ 20-9170

（処理部門） ☎ 20-9272

○ 伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所振興課

《青山支所管内》

○ 伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

○ 青山支所振興課

◆ 国民年金保険料の免除制度をご存じですか

# 国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課  
☎ 22-9659 FAX 26-0151

## ① 保険料免除制度・納付猶予制度

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」をご利用ください。

※ 7月1日から、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大します。

【対象期間】 7月～平成29年6月分

## ② 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例」があります。

### 【対象者】

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～平成29年3月

※①②とも、申請は原則として毎年必要です。

※ 2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、すみやかに申請してください。

### 《免除された期間の保険料と年金はどうなるの?》

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている人は追納することができません。

保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

詳しくは、お問い合わせください。

### 【申請先・問い合わせ】

- 保険年金課
  - 各支所住民福祉課
  - 津年金事務所
- ☎ 059-228-9112

## パブリックコメント(ご意見)募集

## 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【笠置町・南山城村】



市では、京都府笠置町・南山城村との定住自立圏構想の実現に向けて、連携する取り組みなどを記載した協定を締結することから、協定書(案)の内容についてパブリックコメントを募集します。

定住自立圏構想とは、「中心市」の都市機能と「近隣自治体」の魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方圏への定住を促進するための政策です。

### 【募集内容】

- 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【笠置町】に対するご意見
- 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【南山城村】に対するご意見

### 【提出先・問い合わせ】

〒518-8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市企画振興部総合政策課

に対するご意見

【閲覧場所】 ①市ホームページ ②総合政策課 ③各支所振興課 ④各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、協定締結に向けた参考資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページ・総合政策課・各支所振興課で公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】 8月1日(月) 午後5時15分 ※必着

☎ 22-9620 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。



◆ 伊賀市・名張市を代表して出場します

## 伊賀市消防団 三重県消防操法大会出場

【問い合わせ】 消防本部消防救急課  
☎ 24-9115 FAX 24-9111

消防操法大会は、消防団の技術の向上と士気を高め、消防活動を充実発展させることを目的とした大会で2年に1回開催されています。

今年は、伊賀市・名張市消防団の代表として、伊賀市消防団が小型ポンプ操法の部に出場します。

伊賀市消防団では、気力・体力ともに優れた代表選手を各分団から選出し、日々過酷な訓練を重ね、選手と指導者が一丸となって三重県大会優勝をめざして頑張ります。

市民の皆さん、ご声援よろしくお願いします！



【と き】

7月16日(土) 午前9時～

【と ころ】

三重県消防学校 (鈴鹿市石薬師町 452 番地)



◀ 訓練の様子

◆ 看護師の職場復帰を応援します

## ナースのためのカムバックセミナー

【問い合わせ】 上野総合市民病院看護部  
☎ 24-1111 FAX 24-1565



看護師資格はあるのに、結婚や出産などを理由に退職した人や、ブランクがあり不安と感じている人などを応援する研修会です。

専門分野の講師の指導で、基礎的看護技術のおさらいや看護実務

の体験ができ、現場への復帰がスムーズにできるよう支援します。

【と き】 7月26日(火)・27日(水)

午前9時～午後3時

【と ころ】 上野総合市民病院

【対象者】

看護師免許か准看護師免許の取得者で、現在未就業の人、看護現場への再就職を希望する人、他施設で就業中の人、または来年4月までに看護師免許取得予定(看護学生)の人

【内 容】

○ 1日目：感染予防対策、看護技術（採血・点滴静注・血糖測定・吸引）、ME 機器の取り扱い、救急蘇生法、医療安全対策

○ 2日目：病棟実習（看護業務体験）

※託児所があります。必要な人は、申し込み時にお申し出ください。

【持ち物】 看護師免許証・準看護師免許証のコピー

【申込期限】 7月22日(金)

【申込先】 上野総合市民病院看護部

✉ kango@iga-med.jp



(写真左上・右下)  
過去のカムバックセミナーの様子

## 高齢者の徘徊に対する GPS 情報サービス

～認知症による徘徊が心配される場合は  
ぜひご利用ください～

認知症により、徘徊する高齢者が増えています。行方不明になった場合、発見に時間がかかると生存率が低下し、命の危険につながります。

市では、「徘徊高齢者家族支援サービス事業」として、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどから即時に居場所を検索できる GPS 機能付き端末の導入経費を助成しています。機器は手のひらサ

イズで、2種類あり、利用者の要望に合わせて選択できます。機能や利用料などはそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 【対象】

徘徊が心配されるおおよそ 65 歳以上の高齢者を介護している家族

### 【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950



▲ GPS 機能付き端末機器の一例

### ◆ 周囲の大人の気配りが大切です

## 子どもの水の事故を防ぐために

【問い合わせ】 消防本部消防救急課  
☎ 24-9115 FAX 24-9111

海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになると同時に、水の事故が急増します。水の事故を防止するため次のことに注意しましょう。

### ◀屋外での事故を防ぐために▶

- 危険な場所を点検し、危険性を教える。
- 子どもだけで、海や川などで遊ばせない。
- 泥沼や草の生い茂っているところに近寄せない。
- 丸太や漂流物の上では遊ばせない。
- 保護者は同伴していても油断せず、子どもから目を離さない。

### ◀日常生活での事故を防ぐために▶

- 浴槽、洗濯機、便器、ビニールプールなどの危険性

を教える。

- 小さな子どもを 1 人で浴室に入れない。
- 水遊びをするときは子どもから目を離さない。

子どもの水の事故は、特に周囲の大人が気を配ることが必要です。子どもを水の事故から守るためには、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

本格的な水の季節を迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所での水泳や水遊びなど、してはいけないことを再確認しましょう。

万が一のときの対処法を学ぶための応急手当講習会を希望する場合は、ご連絡ください。

### ◆ 社会全体で青少年の健全な育成に取り組みましょう

## 7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

【問い合わせ】 生涯学習課  
☎ 22-9679 FAX 22-9692

子どもたちが楽しみにしている夏休みがもうすぐ始まります。子どもたちにとっては、普段、体験できないことをする良い機会となります。しかし、「学校が休み」という開放感から生活が不規則になりがちであり、問題行動も発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育てるため、家庭・学校・地域が一体となって青少年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と教育委員会では次

の課題に取り組んでいます。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### ◆青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進します。

### ◆研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

◆ 城下町をめぐって、伊賀の歴史にふれてみませんか

# 夏休み親子で歩こう！城下町 2016

【問い合わせ】 上野公民館  
☎ 22-9637 FAX 22-9692



上野城下町を歩いて、昔のまちなみや建物を見学し、歴史を感じてみませんか。

この機会にぜひ親子でご参加ください。

## 【と き】

8月6日(出)

午前9時～午後0時30分

## 【ところ】

集合：ハイトピア伊賀 4階ミーティングルーム

見学：だんじり会館・芭蕉翁生家・菅原神社 など

## 【対象者】

市内在住の小学生とその保護者  
※小学生だけで参加できません。

## 【定員】

15組 ※先着順

## 【案内】

いがうえの語り部の会会員・文化財課職員

## 【参加料】

保護者は入館料が必要

## 【持ち物】

スタンプラリー無料手形・水筒・筆記用具

【申込方法】 電話・ファックスまたは、直接ご来館いただき、参加者の住所・氏名・電話番号・年齢・人数をお知らせください。

## 【申込期間】

7月4日(月)～18日(月祝)

午前9時～午後5時

## 【申込先】

上野公民館  
※土・日曜日、祝日は、☎ 22-9801 で受け付けます。



▶ 過去の開催時の様子

## お知らせ 野外焼却はやめましょう

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却は、一部の例外を除いて禁止されています。地面に掘った穴やドラム缶での焼却なども野外焼却に含まれます。

なお、法律に違反した場合、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

### ◆ 野外焼却の例外

- ① 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ② 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ③ たき火など、日常生活の焼却であって軽微なもの

※焼却によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の迷惑とならないように最小限にとどめてください。

住宅密集地では、野外焼却がさまざまな苦情の原因となります。畑や庭から出た草木は、堆肥にする、乾燥させて可燃ごみに出すなど、できる限り焼却以外の方法で処分しましょう。

## 【問い合わせ】

環境政策課

☎ 20-9105 FAX 20-9107

## お知らせ 社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、さまざまな立場の人が力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月を強調月間としています。

「社会を明るくする運動」伊賀市推進委員会では、皆さんからお寄せいただいた「愛の資金」で、街頭啓発・作文コンテスト・更正保護活動などの事業を実施しています。

### \* 『愛の資金』にご協力を！

平成27年度の「愛の資金」募金総額は、2,074,003円でした。

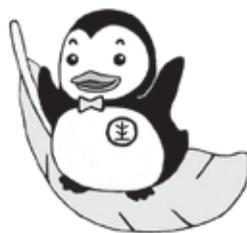
社会を明るくする運動を支えるため、皆さんの募金へのご協力をお願いします。

## 【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

▶ 「社会を明るくする運動」キャラクター更正ペンギンのホゴちゃん



## お知らせ 伊賀市聴覚障がい者等携帯電話Eメール119番通報利用登録制度

携帯電話のEメールを利用した119番通報ができます。(伊賀市内に限りです。)

市内であれば外出先から火災発生の通報や救急の要請ができます。※事前の登録が必要です。

【対象者】 市内在住の聴覚障がい、音声機能・言語機能障がいの身体障害者手帳1・2級をお持ちで、音声による119番通報が困難な人

## 【申請先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

消防救急課

☎ 24-9110 FAX 24-3544

## 今月の納税

● 納期限 8月1日(月)

納期限内に納めましょう

固定資産税(2期)

国民健康保険税(1期)

※納税は便利な口座振替で

## 【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

### 催し 第32回青山夏まつり

【とき】 7月17日(日) 午後3時～  
【ところ】

青山ホール前・青山公民館周辺  
【内容】 こども積み木広場・ソーラン踊り・ヒップホップダンス・和太鼓演奏・盆踊り・花火・その他各種団体の出店 など

#### 【問い合わせ】

第32回青山夏まつり実行委員会事務局 (伊賀市商工会青山支部)

☎ 52-0438 FAX 52-1330

青山支所振興課

☎ 52-1112 FAX 52-2174

### 催し 農業ふれあいまつり

【とき】 7月18日(月祝)

午前9時～午後3時 ※少雨決行

【ところ】 農業公園ふれあい広場(予野11440番地の2)

【内容】 地元農産物即売・各種出店・園芸相談・伊賀産菜種油を使用した食品の販売・バンド演奏・ストリートダンス・動物ふれあい広場・餅まき など

#### 【問い合わせ】

農業ふれあいまつり実行委員会

☎ 39-1250

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

### 催し 認知症の人と家族の会「伊賀地域つどい・交流会」

【とき】 7月26日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】 名張市武道交流館いきいき(名張市蔵持町里2928番地)

【参加費】 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

#### 【問い合わせ】

地域包括支援センター(中部にんにんサポート伊賀)

☎ 26-1521 FAX 24-7511

#### ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組(ウィークリー伊賀市・文字放送)について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

### 催し 大阪フィルハーモニー交響楽団 伊賀公演

伊賀市文化会館 開館25周年記念事業



(写真:飯島 隆)

【とき】 9月22日(休祝)

開演:午後4時(開場:午後3時30分)

【ところ】 伊賀市文化会館

#### 【出演者】

指揮:円光寺 雅彦  
独奏:坂元 愛由子(ヴァイオリン)  
独唱:谷本 綾香(メゾソプラノ)  
管弦楽:大阪フィルハーモニー交響楽団

合唱:一般公募合唱団

#### 【入場料】

2,500円(税込) ※全席指定  
※未就学児は入場できません。  
※前売りで完売した場合は、当日券の販売はありません。

【チケット発売日】 7月10日(日)

【入場券前売所】 伊賀市文化会館・サワノ楽器店・イオン伊賀上野店・伊賀上野ケーブルテレビ(株)・岡森書店白鳳店・ブックスアルデ近鉄店・チケットぴあ・ローソンチケット

【問い合わせ】 伊賀市文化会館

☎ 24-7015

FAX 22-0512

文化交流課

☎ 22-9621

FAX 22-9694



(©Keita Haginiwa)

#### ～ウィークリー伊賀市～

今月は「第3次地域福祉計画を策定しました」「総合型スポーツクラブに入ってみませんか？」などをお送りします。

### お知らせ 夏の交通安全県民運動

#### 【運動期間】

7月11日(月)～20日(水)

#### 【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止(特に、横断歩道における歩行者優先の徹底)
- 飲酒運転の根絶
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進

#### 【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

### 催し 寺田市民館

#### 「じんけん」パネル展

【とき】 7月27日(水)まで

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

#### 【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

#### 【内容】

「ありのまま、ここで生きる～障がいのある人の視点から社会を見つめ直す～」

本年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

あらゆる人が、互いを認め合いながら共に生きる社会や障がい者を取り巻く意識の変革、この法律の意義などを分かりやすく説明するパネル展です。

#### 【問い合わせ】

寺田市民館

☎/FAX 23-8728

### 催し いがまち人権パネル展

#### 【とき】

7月5日(火)～21日(木)

午前9時～午後5時

※土・日曜日・祝日を除く。

※8日(金)・13日(水)・15日(金)・20日(水)は午後7時30分まで延長して開館します。

#### 【ところ】

いがまち人権センター

#### 【内容】

「外国人差別と多文化共生」

#### 【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

## 募集 みんなで忍にん!!



行政情報番組ウィークリー伊賀市の中で、「みんなで忍にん!!」のコーナーに出演し、忍にん体操をしてくれるグループなどを募集します。

### 【放送期間】

1週間

※コーナーは毎月1回

### 【応募条件】

○市内在住・在勤の人でおむね5人以上20人未満で出演できること

※営利活動、政治的または宗教的な活動など、公共団体が放送する内容として適切でない場合は出演できません。

○指導なしで忍にん体操ができること（通常バージョンと介護予防バージョンのどちらでも可）

### 【応募方法】

申込書に必要事項を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※申込書は市ホームページ・広聴情報課（上野ふれあいプラザ2階）にあります。

### 【選考方法】

○応募条件に該当するかどうかを市で審査し、出演の可否を決定します。

○応募者が多数の場合はチームの構成、地域性などを考慮の上、市で決定します。

※詳しくはお問い合わせください。

### 【申込先・問い合わせ】

〒518-0869

伊賀市上野中町 2976 番地の1  
上野ふれあいプラザ2階

伊賀市企画振興部広聴情報課

☎ 22-9636

FAX 22-9617

☒ kouchoujouhou@

city.iga.lg.jp



伊賀の「いいね!」がいっぱい  
facebook

伊賀市 公式  
フェイスブックページ



QRコード ▶

## 募集 離乳食教室

### 【と き】

7月21日(休)

午後1時30分～3時30分

### 【ところ】

ハイトピア伊賀 4階多目的室

### 【内容】

講話「離乳食1～2回食を中心に」、離乳食の調理と試食、栄養相談  
※調理実習の際、先着15人まで託児があります。（電話予約制）

【定員】 20人 ※先着順

### 【持ち物】

母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角巾・手ふきタオル

【申込受付開始日】 7月6日(休)

※電話予約制

### 【申込先・問い合わせ】

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

## 募集 多文化共生サポーター養成講座

伊賀市で暮らす外国人と交流しながら出身国の文化やコミュニケーションの方法を学んでみませんか。

4回講座を受講後にサポーターとして活動できる人を募集します。

### 【と き】

① 9月4日(日)

午前9時30分～午後0時30分

② 10月16日(日)

③ 11月23日(水祝)

④ 平成29年1月15日(日)

②～④ 午前10時～午後0時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀 4階

【定員】 30人 ※先着順

### 【申込方法】

市民生活課・各支所振興課・各地区市民センターにある申込用紙に記入の上、電話・ファックス・Eメール・持参のいずれかでお申し込みください。申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

◆プレイベント ※申し込み不要

「やさしい日本語と外国人とのコミュニケーション講座」

### 【と き】

7月17日(日) 午前10時～11時

### 【ところ】

ハイトピア伊賀 5階学習室2

### 【申込先・問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

☒ shimin@city.iga.lg.jp

## 催し ロビーコンサート

夏のひととき、気軽にコンサートをお楽しみください。

### 【と き】

7月27日(休)

午前10時45分～11時15分

【ところ】 青山公民館 1階ロビー

【演奏】 イングリッチ

【問い合わせ】 青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211



## 募集 読書感想文コンクール

読書は豊かな人間性や考える力を育みます。読書で感じたことをつづって表現してみませんか。一般の人の作品も多数お待ちしております。

【課題】 自由 ※未発表のもの

### 【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

### 【応募区分】

第1部：高校生・大学生・一般

第2部：中学生

第3部：小学生

### 【応募規定】

○縦書き 400字詰め原稿用紙を使用し、応募は1人1点とします。

○原稿枚数は、第1部・第2部は5枚以内、第3部は3枚以内とします。

○題名は原稿の欄外へ記入し、氏名・住所・学校名などは、応募票に記入の上、原稿に添えて提出してください。

○応募原稿は、返却しません。

【各賞】 特選・入選の人には、賞状と副賞をお渡しします。

【応募方法】 郵送・持参

### 【応募期間】

9月2日(金)～10月4日(火)

※必着

### 【応募先・問い合わせ】

〒518-0873

伊賀市上野丸之内 40 番地の5  
上野図書館

☎ 21-6868 FAX 21-8999

## ● 広報いが市PDF版 ●

広報いが市PDF版を市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.iga.lg.jp/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で、QRコードを読み込んでアクセスできます。



QRコード ▶

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

### 募集 木津川上流管内 河川レンジャー活動

#### ①木津川源流体験

【とき】 7月24日(日)  
午前10時～午後3時

【ところ】 奥馬野、ライトピア大山田周辺

【定員】 30人 ※先着順

#### ②親子で楽しむリバーアートレッキング

【とき】 7月31日(日)  
午前9時～午後4時

【ところ】 奈良県曾爾村(青蓮寺川支流)

【定員】 20人 ※先着順

#### ③川下り・カヌー体験

【とき】 7月31日(日)  
午前10時～午後3時

【ところ】 依那古地区木津川河川敷

【定員】 30人 ※先着順

#### ④忍者岳登山

【とき】 9月11日(日) 午前8時  
30分～午後3時30分

【ところ】 忍者岳(柘植町)

【定員】 20人 ※先着順

#### ⑤木津川上流発見講座

【とき】 8月7日(日)・21日(日)  
午前9時30分～午後0時30分

【ところ】 名張市旧細川邸やなせ宿・  
名張川河川敷

【定員】 各30人 ※先着順

#### 【対象者】

①～③・⑤：小学生以上

④：小学校5年生以上

※小学生は保護者同伴

【申込方法】 電話・ファックス

【申込受付開始日】

7月11日(月) 午前10時～  
詳しくは、お問い合わせいただく  
か、木津川上流河川事務所ホーム  
ページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】

木津川上流管内河川レンジャー事  
務局(一社)近畿建設協会

☎ 0742-36-8760

FAX 0742-36-8782

【問い合わせ】

公共基盤推進課

☎ 43-2326 FAX 43-2324

### 「広報いが市」の点字版・録 音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせ  
ください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

### 募集 男女共同参画 ネットワーク会議新規会員

男女共同参画ネットワーク会議  
(愛称：いきいきネット)では、会  
員独自の活動を尊重し、情報交換を  
通じてネットワークを強化しなが  
ら、男女が共にその個性と能力を十  
分に発揮することができる男女共同  
参画社会の実現を目的に活動してい  
ます。今回、新たに団体・サークル・  
個人の会員を募集します。

#### 【対象者】

市内で活動中の男女共同参画推進  
に賛同していただける団体・サークル・個人

※営利を目的としないこと

#### 【活動内容】

男女共同参画フォーラム「いきい  
き未来いが」の開催やネットワー  
ク会議会員相互の交流や研修など

#### 【申込方法】

市ホームページまたは男女共同参  
画センターにある申込書に必要事項  
を記入の上、お申し込みください。

【申込期限】 7月15日(金)

#### 【申込先・問い合わせ】

男女共同参画センター(人権政策・  
男女共同参画課)

☎ 22-9632 FAX 22-9666

### 募集 自衛官になりませんか

【募集種目】 一般曹候補生

【応募資格】 日本国籍を有する18歳  
以上27歳未満の人

【試験日・会場】

○1次試験：9月16日(金)(津市内)・  
17日(土)(伊賀市内)のいずれか指定  
する1日

○2次試験：10月6日(木)～12日(火)  
までの間の指定する1日(久居駐  
屯地)

※2次試験は1次試験合格者のみ実施

【試験種目】

○1次試験：適性試験・筆記試験(国  
語・数学・英語・作文)

○2次試験：口述試験・身体試験

【応募期間】

8月1日(月)～9月8日(木)

自衛官候補生の募集は、年間を通  
じて行っています。詳しくは問い合  
わせいただくか、インターネット  
で『自衛隊三重』を検索してください。

【応募先・問い合わせ】

自衛隊伊賀地域事務所

☎ 21-6720

### 募集 スポーツ推進審議会委員

スポーツ施設や設備の整備、ス  
ポーツ事業の実施や奨励など、ス  
ポーツに関する重要事項について調  
査・審議いただきます。

【応募資格】

市内在住で満20歳以上の人  
※市議会議員・市職員は除く。

【募集人数】

3人以内

【任期】

2年(9月1日～平成30年8月  
31日)

【報酬】 6,000円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】

所定の応募用紙により、郵送・E  
メール・持参のいずれかで応募して  
ください。応募用紙は、市ホームペ  
ージからダウンロードできます。

【応募期限】

8月5日(金) 午後5時 ※必着

【選考方法】

作文審査(応募の動機、委員の構  
成比率などを総合的に考慮して選考  
します。)

※選考結果は、応募者全員に通知し  
ます。

【応募先・問い合わせ】

〒518-0869

伊賀市上野中町2976番地の1  
上野ふれあいプラザ2階

伊賀市企画振興部スポーツ振興課

☎ 22-9635 FAX 22-9852

✉ sports@city.iga.lg.jp

### 募集 七夕笹飾りコンクール

銀座商店街で開催する「七夕笹飾  
りコンクール」で、笹飾りの飾り付  
けをする個人・団体を募集します。

【開催期間】

7月29日(金)～8月6日(土)

【内容】

笹竹は銀座商店街で準備しま  
すが、飾り付けは各自で願います。  
(材料は雨にぬれても良いもので、  
リサイクル品など)

○笹竹の支給：7月26日(火)

○笹飾りの搬入：7月29日(金)

【申込期限】 7月15日(金)

【申込先・問い合わせ】

伊賀上野銀座商店街振興組合

☎ 24-2044 FAX 24-2065

商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628



## 霧の中をかき分けて

### 第29回青山高原つつじクォーターマラソン大会 (6月5日)



青山高原で、第29回青山高原つつじクォーターマラソン大会を開きました。

この大会では、ランナーは、3kmの部、5kmの部、10.55kmを走るクォーターの部の3部門に分かれて走ります。

この日は、雨と風の中、霧で真っ白になった高原を駆け抜けるレースになりましたが、ランナーは完走をめざし、ゴールに向かって突き進みました。

今年は全国各地から約1,370人の申し込みがありましたが、悪天候によりキャンセルや棄権をする人もいる中、921人が見事完走を果たすことができました。

▼クォーターの部には、680人が参加し、スタートの合図とともに勢いよく走り始めました。



▲ランナーは、起伏の激しいコースを力いっぱい走り切りました。

## 英語って楽しい!

### 親子英語サークルアメリカンパイ (6月14日)

阿山保健福祉センターで、伊賀市国際交流協会の事業の一環である、親子英語サークルアメリカンパイが開かれました。

アメリカンパイは、1歳6カ月から未就学園児までとその保護者を対象に、簡単な英語を使って歌や踊りなどを楽しむとともに、子どもたちや保護者の交流の場としても親しまれている教室で、今年で12年目を迎えます。

今年度1回目となったこの日は、18組の子どもと保護者が参加し、楽しみながら英語に触れました。



▲英語のあいさつを教わった子どもたちは「ハロー」や「ABCソング」を元気に歌いました。  
▶講師の歌に合わせて「かたつむり」を描きました。



## ガスコンロのグリルは オーブンのように使えるんです!



トーストができる!



温め直しもできる!!



ノンフライ調理もできる!!!

#### レシピ紹介

#### ノンフライ唐揚げ



#### ●材料 (2人分)

鶏もも肉… 1枚(約200g)  
薄力粉……………大さじ1  
片栗粉……………大さじ1  
【A】醤油……………小さじ2  
酒……………小さじ1  
ごま油……………小さじ1  
砂糖……………小さじ1/2  
塩……………少々  
こしょう……………少々  
おろししょうが…適宜  
おろしにんにく…適宜

#### ●作り方【両面焼】

①鶏もも肉は一口大に切る。  
②【A】の調味料を合わせて①にもみ込み、20~30分漬け込む。  
③②に薄力粉と片栗粉を合わせたものを加えてよく混ぜ、グリルプレートに並べる。  
④グリルを点火し(上火中、下火中)7~8分焼く。



上野ガス

伊賀市上野茅町2706  
☎0595-21-3611

http://www.ueno-gas.co.jp

※掲載広告について不明な点は直接広告主へお問い合わせください。



# がん研究の進展を願って

えきでんふおーらいふいのち  
第22回 EKIDEN for LIFE 生命の駅伝  
(6月15日)

生命の駅伝は、がん研究を支援するための募金活動と、がん研究の重要性を啓発するために、公募で集まったランナーが「命 がん研究支援」と書かれたのぼりを背負って走る毎年恒例の催しです。

この日は、名張市立病院を出発し、8カ所に設置した募金箱を回収しながらゴールとなる鈴鹿回生病院までの約33kmを走りました。市内では、上野総合市民病院・三重県伊賀庁舎・ハイトピア伊賀多目的広場でそれぞれ募金箱を受け取りました。



▲募金箱を受け取る様子。



▲ランナーは旗を掲げ、がん研究の進展を願って一生懸命走りました。

本紙 10～11 ページの  
「公共施設等総合管理計画」に  
ついて、わかりやすく解説します。



## こども広場

「これからの公共施設」

伊賀市の公共施設は  
東京ドーム約10個分

伊賀市は、市役所や図書館、学校などの建物や、道路や橋、水道などを所有しています。これらの公共施設の建物を全部あわせると、東京ドーム10個分ぐらいの広さがあります。また、道路（市道）は福岡から札幌までの鉄道距離以上の長さがあります。市民ひとり当たりになると、建物は県内で3番目、道路（市道）は2番目に多くの公共施設を持つていることとなります。

安心して公共施設を使えるように  
「計画」を作りました

市内の公共施設は1970年（昭和45年）～1985年（昭和60年）頃に造られたものが多く、古くなってきているため、これから一斉に建て替えや修理の時期をむかえます。

伊賀市は、今後25年間で約2万5,000人以上人口が減ることが予想され、高齢者の割合も高くなります。すると、税金などの市の収入が減るため、公共施設を建て替える

たり修理するためのお金が不足することになります。しかし、お金がないからという理由で、古くなった建物や施設をそのままにしておく、安心して使うことができません。そのため、修理に必要なお金の不足分は、借金をして補うこととなります。

そこで、市では、将来、借金をせずに、安心・安全に公共施設を利用してもらうために「計画」を作り、公共施設の見直しをすることにしました。

### 施設の整理をします

例えば、公民館と図書館を同じ施設にしたり、近くにある2つの小学校を1つにします。また、施設が壊れて使えなくなる前に修理して長く使えるようにします。

この取り組みで、身近な施設が少し遠くなるかもしれませんが、市と市民が少しずつ協力し合うことで、みなさんが大人になったとき負担がからないうようにしていきます。

### 問い合わせ

22・9610 FAX 24・2440  
管財課

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

カラダのこと  
おしえて!

ヘリコバクター・ピロリ菌をご存じですか？

## 早期のピロリ菌除菌治療で胃がん予防を

### 感染すると胃がん発症のリスクが高まります

胃がん発症の主な原因は、ヘリコバクター・ピロリ菌感染です。この菌に感染していない人は、胃がん発症のリスクがほとんどないことが明らかになっています。

国内のヘリコバクター・ピロリ菌感染者数は減少傾向にあります。その数は人口の約半数を占めるとされています。

### 早期段階での除菌治療が効果的

除菌治療による胃がん予防は、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染によって引き起こされる胃炎があまり進行していない早期の段階で除菌するほど効果的です。

除菌治療とは、2種類の「抗菌薬」と1種類の「胃酸の分泌を抑える薬」の合計3種類の薬を7日間服用するというものです。

### 新たな感染者を生み出さないために

ヘリコバクター・ピロリ菌の感染経路は飲食物などを介する経口感染であり、戦後の不衛生な時期には飲料水によって感染していたものと考えられています。

しかし、衛生環境の整った現在の主な感染経路は、両親、特に、母親の口から乳幼児期の子どもの口への感染であると推測されています。

そこで、感染源となる保菌者を減少させ、新たな感染者を生み出さないためには、ヘリコバクター・ピロリ菌に感染している人は妊娠するまでにできるだけ早く除菌治療を受けておくことが有効な方法と考えられています。

### 除菌治療で胃がんを撲滅しましょう

胃がんは撲滅可能ながんと言われています。2013(平成25)年に「ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎」に対する除菌治療が日本で保険適用となったことは、胃がんの撲滅に向けた世界初の施策と言われています。

当院では消化器病専門医とヘリコバクター・ピロリ菌感染症認定医が毎日診察していますのでお気軽に受診してください。(消化器・肝臓内科 光山 俊行)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

## 防災ねっと

### 自主防災組織の重要性

防災対策の基本に、「自助」「共助」「公助」という言葉があります。

- 「自助」とは  
自分の命は自分で守ること
- 「共助」とは  
地域住民が協力してお互いを守ること
- 「公助」とは  
行政が防災対策・救援・支援を実施すること

これら3つがうまく連携することで防災や減災につながります。今回は、共助の中心を担う自主防災組織について説明します。

### 住民同士の協力・連携で災害から地域を守ります

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域を自分たちで守るために活動することを目的とした組織です。

日頃は、防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防

災安全点検といった活動に取り組んでいます。災害時は、負傷者の救出や救護、住民の避難誘導、避難所の運営などに従事します。

### 災害時こそ、自主防災組織は必要不可欠です

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力または家族や隣人に救助されたというデータがあり、その地域住民の連携による活動の中心的な役割を担う自主防災組織が必要不可欠といえます。

災害に備えるために自主防災組織の育成強化に取り組んでいきましょう。

※平成28年度から、自主防災組織に関する担当課がこれまでの消防本部消防救急課から総合危機管理課に変更になりました。

### 【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444



## 伊賀警察署だより



### 水難事故・山岳遭難にあわないために

これから本格的な夏を迎え、海水浴やマリンスポーツ、登山などを楽しむ機会が増えてきます。

これに伴い、水難事故や山岳遭難事故が増えることが予想されます。このような事故にあわないために、次のことを心がけましょう。

#### ◆海や河川に遊びに行くとき

- 子どもたちから目を離さない
- マリンスポーツや釣りをするときは必ずライフジャケット（救命胴衣）を着用する

#### ◆登山をするとき

- 自分の体力や経験に応じた山やコースを選ぶ
  - 登山計画を家族に知らせておき、登山計画書を所属山岳会や警察署などへ提出してから登る
  - 十分な装備を携行し、決して軽装では登らない
- いずれにおいても、体調の悪いときを避け、天候には十分注意し、無理のない計画を立てましょう。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110  
名張警察署 ☎ 62-0110

## 公共交通を利用しましょう

### 公共交通の利用促進で、魅力ある「まち」へ

皆さんが、引越しや新築などをしてどこで暮らすかを考えるとき、公共交通の利便性が重要な条件になるのではないのでしょうか。

市は、伊賀市への移住促進に取り組んでいますが、住みたくある魅力ある「まち」には公共交通の存在が欠かせません。ところが、市内での公共交通の利用者数は年々減少しており、このままでは、減便や路線の縮小などで現在のサービス水準を維持することが難しくなる場合もあります。

そのため、市では、公共交通利用促進のための「ワンモア運動」を継続して行っています。公共交通を週1回利用している人は週2回に、月に2回利用している人は月3回に、全く利用しない人はまず年に1回公共交通を利用してみませんか。公共交通を守り、魅力ある「まち」にするため、皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ】 交通政策課  
☎ 22-9663 FAX 22-9852

～7・8・9月～  
公共交通機関  
利用促進期間

## 明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

### 人を傷つける言葉をなくしていこう —学校教育課—

最近、子どもたちの会話の中に人を傷つける言葉が何気なく使われていること、特に外国人や外国にルーツを持つ人、さまざまな障がいのある人を傷つける言葉が少なからず含まれているということが、学校からの報告でわかってきました。これらの言葉は、言われた人だけでなく、言われた人の背景にいる多くの人たちまで傷つけて、差別してしまう言葉です。

ところで、どこでその言葉を知ったのかを子どもたちに聞いてみると、「大人が使っているのを聞いた」「インターネットで知った」という回答が多くありました。そして、子どもたちはその言葉の意味や差別性を知らないまま身に付けたということもわかってきました。意味もわからずに使ってしまう、そんな意図がなくても、人を傷つける側、差別する側になってしまっているのです。

学校では、人を傷つける言葉をあえて伝え、学

習していく取り組みを進めています。これらの言葉を知らない子にも教えることにはなりますが、「この言葉は人を傷つけるから、使わないようにしよう。もし、あなたのまわりで使っている人を見かけたら注意しよう。」という教え方をしています。正しく学ぶことで、人を傷つける言葉をみんなでもなくしていこうとしています。

子どもたちは学習を重ねる中で、人を傷つける言葉を聞いたときに、「その言葉は使ったらあかんやん。みんなで勉強したやろ。」と声をかけるなど、おかしいと気づき、行動できることが増えてきました。

子どもは社会を映し出す鏡だと言われます。この取り組みは学校の中だけでなく、保護者や地域の皆さんにも理解していただき、子どもたちの周囲の大人が人を傷つける言葉を使わないことが大切だと考えています。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

# 図書館 だより

## 《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999  
 いがまち図書室（いがまち公民館内）☎ 45-9122  
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）☎ 59-2291  
 阿山図書室（あやま文化センター内）☎ 43-0154  
 大山田図書室（大山田公民館内）☎ 47-1175  
 青山図書室（青山公民館内）☎ 52-1110

## 今月の新着図書

### ☑一般書

『ローカル仕事図鑑』

でこ DECO / 編

ゲストハウスオーナー、味噌職人、ネイチャーガイド…。地方ならではの仕事と暮らしがここにある。

30の仕事にまつわる物語を紹介する一冊です。

### ☑絵本

『出発進行！里山トロッコ列車』

かこ さとし / 作・絵

千葉県房総半島の小湊鐵道で、新しく「里山トロッコ列車」が走ることになりました。

トロッコ列車とその沿線のことを旅情豊かに描いた絵本です。

### ■一般書

『子どもがどんどん整理整頓したくなる！お片づけ帖』 カール友波 / 著

『少年の名はジルベール』 竹宮 恵子 / 著

### ■児童書

『親子で学ぶ国際教養が身につく本』

山崎 紅 / 著

『くろグミ団は名探偵』

ユリアン・プレス / 作・絵

### ■絵本

『わかってるもん』 ひろかわ さえこ / 著

『ヒックゴロゴロはつくしよんひめ』

グデュル / 文、マルジョラン・ポティ / 絵

『いちばんしあわせなおくりもの』

宮野 聡子 / 作・絵



## 図書館（室）からのお知らせ

### わくわく図書館

～夏休みは図書館で楽しもう～



#### ①図書館レポーターになりませんか

新しい図書館を考えていくために、いろんな図書館のすてきなところを調べる見学ツアーを行います。

【とき】 7月24日(日) 午後1時～5時

【集合場所】

三重県伊賀庁舎駐車場（四十九町 2802 番地）

【見学先】 菰野町図書館

【定員】 40人 ※先着順

#### ②図書館で体験！おもしろ自然教室（対象：小学生）

<三重県上野森林公園との連携企画その1>

カエル博士と一緒に、水辺の生き物と里山の暮らしを考えてみましょう。夏休みの自由研究にぴったりです。図鑑の使い方も教わります。

【とき】 8月3日(水) 午後1時30分～

【ところ】 上野図書館 視聴覚室

【定員】 20人 ※先着順

【申込受付開始日時】

①②とも7月9日(土) 午前9時～

※参加者が確定後に詳細を連絡します。

【申込先・問い合わせ】 上野図書館



## 7月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

とき	ところ	催物（読み手）	とき	ところ	催物（読み手）
9日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会	23日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会
12日(火) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ(きらきら)	25日(月) 14:15～	島ヶ原老人福祉センター清流	読み聞かせ会(ネェよんで)
13日(水) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会(はあと&はあと)	27日(水) 10:30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
17日(日) 10:30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり		青山図書室	おはなしなあに？
20日(水) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会(はあと&はあと)	10:00～	いがまち図書室	絵本の時間(お話の国アリス)
23日(土) 10:30～	上野図書館	えほんの森(よもよも)	8月3日(水) 10:30～	青山子育て支援センター	あかちゃん、こんにちわ♪(だっこ)
	10:00～	いがまち図書室			
		読み聞かせ会(ぶらんこ)			
		読み聞かせの会 特別編(はあと&はあと)			

# 7月の二次救急実施病院

## ◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
*小児科以外の診療科です。					1 上野	2 名張
3 名張	4 岡波	5 名張	6 岡波・名張	7 名張	8 上野	9 上野
10 岡波	11 岡波	12 上野	13 岡波・名張	14 名張	15 上野	16 名張
17 名張	18 岡波	19 名張	20 岡波・名張	21 名張	22 上野	23 上野
24 岡波	25 岡波	26 上野	27 岡波・名張	28 名張	29 上野	30 上野
31 名張	※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。 ※二次救急（重症）の人が対象です。					

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分  
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分  
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分  
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎24-1111）】

【名張市立病院（☎61-1100）】

【岡波総合病院（☎21-3135）】

## ◎伊賀市救急相談ダイヤル24

☎0120-4199-22

（フリーダイヤル）

医師・看護師などが24時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。（通話料・相談料：無料）

## ◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町1615番地 ☎22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時  
※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター（☎24-1199）へお問い合わせください。

## 情報交流ひろば

# となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

## ～炎が信楽の夏を彩る～ 信楽火まつり



火まつりは、「陶器づくりや生活に欠かせない火」への感謝と安全を願って、新宮神社から愛宕山山頂の神社に約700本の松明を奉納します。

奉納提灯などで飾られた約2.6kmの沿道が松明の炎で連なり、終点では、紫香楽太鼓「炎」の演奏と打ち上がる花火が信楽の夏を彩ります。

【とき】 7月23日(出) 午後7時～10時

【ところ】 甲賀市信楽地域市民センター周辺～新宮神社～愛宕山

【アクセス】

○新名神高速道路「信楽IC」から信楽方面へ約10分（駐車場：信楽地域市民センター）

○信楽高原鉄道「信楽駅」下車すぐ

【問い合わせ】 陶都・信楽まつり実行委員会火まつり事務局 ☎0748-82-0873

【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎0748-65-0675

## ～優雅な夏の夕べ～ 関宿祇園夏まつり



旧東海道の関宿で、神輿や曳山が町内を練り歩く、活気あふれる

夏の風物詩。夜には「関の山（そこまでが精いっぱい）」の語源となった絢爛豪華な4台の山車が巡行します。かつては関西五大祭のひとつとされ、江戸時代、多いときには16台もの山車が街道を練り歩いたといわれています。

ぜひ、夏の夕べの華やかなひとときをお過ごしください。

【とき】 7月16日(出)～17日(日)

神輿の渡御：午後1時～5時（雨天決行）

山車の巡行：午後5時～10時頃（雨天中止）

【ところ】 関宿街道一帯

【アクセス】 東名阪自動車道「亀山IC」から関方面へ約10分

【問い合わせ】 関宿祇園夏まつり実行委員会事務局（亀山市観光協会内） ☎0595-97-8877

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5021

# 市長の伊賀じまん

## —伊賀の水辺の風景—



伊賀市内には誇るべき水辺の風景が多くあります。例えば、1991（平成3）年に発見された城之越遺跡（比土）です。日本庭園のルーツといわれるような遺跡が発見されたというニュースには、大変驚くとともに伊賀ってすごいと改めて感動を覚えました。現在は遺構を整備して水辺の祭祀が行われた古代の様子を復元し、さらに、花粉分析で植生を再現して千数百年前の風景や環境を蘇らせました。市内外の皆さんに歴史ロマンを体感しに訪れていただきたいと思います。

また逆柳の甌穴（高尾）も自慢のひとつです。城之越遺跡が人が作り出した遺産だとすれば、これは自然が作り出した驚きの遺産だといえます。甌穴とは、石や砂が絶え間ない水の流れによって回転することで、川底や川岸の岩盤を徐々に削ってできた深い穴です。2つある逆柳の甌穴の一方は直径3m、深さ1.2m、もう一方は直径1.5m、深さ4mと大変大きく、悠久の時と自然の偉大さを感じさせてくれます。この規模のものはほかではなかなか見られません。甌穴は普段、

▶城之越遺跡  
▼逆柳の甌穴



川底にあり見られませんが、高尾地区で毎年7月に行われる甌穴まつりでは、水をくみ出し、はしごをかけ、中に降りて見られるようにしています。また、藤原千方の伝説と絡めて地域おこしにつなげていて、今年、東大和西三重観光連盟の表彰も受けました。こうした地域の皆さんの活動も素晴らしく、誇らしいことです。

さて、自慢の種につきない伊賀ですが、小京都といわれる城下町のまちなみでひとつ残念なことがあります。それは、京都のような水辺の風景をまちなかで楽しむことができないことです。以前は藤堂高虎が築いた上野城の外堀がありました。明治以降に埋められてしまいました。外堀が残っていたら、より一層小京都らしい風情のある水辺の風景が見られたことでしょう。また大雨のとき、調整池や防火用水としても大いに役割を果たしてくれたことでしょう。水辺の風景を取り戻し、災害に強いまちづくりを進めるためにも、今年認定された歴史まちづくり計画の一環として外堀を一部でも復元できれば素晴らしいと思います。（市長 岡本 栄）

# 伊賀市の文化財 99

## 市指定有形文化財（絵画） 春日鹿曼茶羅

「春日鹿曼茶羅」とは、春日神が鹿島から奈良へ鹿の背に乗って現れること（神仏が仮の姿となつて現れること）する様子を、神木を依代（神霊がよりにつく物）とする春日神の形式に則つて、鹿の背に着けられた鞍に依代である神籬を立てて描かれた図のことです。

これは、春日社第一殿の祭神である武甕槌命が、神護景雲元年（767）6月21日、中臣時風と秀行を従えて常陸国鹿島宮（茨城県鹿嶋市）を鹿に乗って出立し、伊賀国名張郡夏見郷、薦生中山、大和国安部山を経て大和国御蓋の山口に影向したとする春日社草創伝説に基づいています。この図は、絹本着色（絹布に彩色されたもの）で掛け軸になっており、本紙の寸法は、縦101.8cm、横37.8cm（総縦178.0cm、総横53.5cm）です。白い斑文の鹿の子模様の

鹿の背に、丹（赤色）地に截金（金箔を細く切つたもの）で斜格子文を施した多彩な縁飾りの障泥（泥よけの馬具）や杏葉（杏の葉型の装飾）を附した胸懸・尻懸（鞍から胸・尻に掛け渡す装飾緒）、前輪・後輪（鞍の前・後の輪状の高まり）に藤花を配した鞍、その上に立てられた神籬には神に藤の花と垂がさがり、神鏡を表す朱で縁取った金色の円相（鏡）が掛けられ、円相や鞍・飾金具には裏箔（絹地の裏側から金箔を貼ること）が施されています。

また、この図は上方に御蓋山や春日山の景観を描かない図様の「春日鹿曼茶羅」で、江戸時代前期（17世紀）の作と考えることができます。しかし、春日社第一殿から第四殿と若宮の祭神の本地仏（釈迦・薬師・地藏・十一面観音・文殊）も描かれず、代わりに下方に春日社二の鳥居前にある五位橋が描かれています。線描もたどたどしく後世の加筆と考えられます。さらに鹿の尻上に置かれていた飾金具の雲珠は、意図的に消されたのか、絵絹がよれて損傷しています。

この「春日鹿曼茶羅」は、伊賀と大和国との深い関係を示す例として、平成28年3月24日に、市指定有形文化財（絵画）に指定されました。

### 文化財課

TEL 47・1285  
FAX 47・1290

### ▶春日鹿曼茶羅

